



三重県公報

令和8年5月12日 (火)

第 718 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
321	指定市町村事務受託法人の指定	(長寿介護課)	2
322	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	2
323	同件	(同)	2
324	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	2
325	同件	(同)	3
326	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	4
327	同件	(同)	5
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総務課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	6

告 示

三重県告示第 321 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定しました。

令和 8 年 5 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事務所の名称	事務所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	代表者の名氏	指 定 年 月 日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
朝日町社会福祉協議会要介護認定調査事業所	三重県三重郡朝日町大字小向 891 番地 5	社会福祉法人朝日町社会福祉協議会	三重県三重郡朝日町大字小向 891 番地 5	星原 幸明	令和 8 年 5 月 1 日	要介護認定調査事務	有

三重県告示第 322 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 8 年 5 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上大長田谷-1	熊野市金山町上地 (詳細は次の図のとおり)	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 323 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 8 年 5 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西中野 4	南牟婁郡紀宝町鶴殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
里地谷-1	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
里地谷-2	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 324 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 8 年 5 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項

松田地	熊野市井戸町松田地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
研屋	熊野市井戸町研屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五郷里	熊野市五郷町桃崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
紺屋地 2	熊野市井戸町紺屋地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大馬 I-1	熊野市井戸町大馬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸 II-1	熊野市井戸町瀬戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
有馬町 III-6	熊野市有馬町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊豆明神谷川	熊野市井戸町東 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸川-6	熊野市井戸町瀬戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
竹の尻谷	熊野市井戸町瀬戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桃崎 1	熊野市五郷町桃崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桃崎 2	熊野市五郷町桃崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷 3	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷 4	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷 5	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 325 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 8 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
大里東	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 3	南牟婁郡紀宝町成川、鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地下	南牟婁郡紀宝町井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野	南牟婁郡紀宝町鶴殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬場地 1	南牟婁郡紀宝町井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 4	南牟婁郡紀宝町成川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
狼谷 1	南牟婁郡紀宝町井田	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
津本 7	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七瀧 2	南牟婁郡紀宝町成川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
昼田 2	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原下 1	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松岡地 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 3	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 5	南牟婁郡紀宝町高岡、鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 6	南牟婁郡紀宝町高岡、鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神内 8	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神内 13	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴殿 I-2	南牟婁郡紀宝町鶴殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
狭間田谷	南牟婁郡紀宝町北檜杖 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桧杖 2	南牟婁郡紀宝町北檜杖 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桧杖 3	南牟婁郡紀宝町北檜杖 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
郷原 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 326 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 8 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
松田地	熊野市井戸町松田地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
研屋	熊野市井戸町研屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
五郷里	熊野市五郷町桃崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日

紺屋地 2	熊野市井戸町紺屋地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
大馬 I-1	熊野市井戸町大馬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
瀬戸 II-1	熊野市井戸町瀬戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
上大長田谷-1	熊野市金山町上地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
伊豆明神谷川	熊野市井戸町東 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
井戸川-6	熊野市井戸町瀬戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
竹の尻谷	熊野市井戸町瀬戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 29 年 3 月 21 日
桃崎 1	熊野市五郷町桃崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
桃崎 2	熊野市五郷町桃崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
大井谷 5	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 30 年 3 月 23 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 327 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 8 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
大里東	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 30 年 8 月 10 日
上地 3	南牟婁郡紀宝町成川、鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
地下	南牟婁郡紀宝町井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
上野	南牟婁郡紀宝町鶯殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 10 月 10 日
馬場地 1	南牟婁郡紀宝町井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
上地 4	南牟婁郡紀宝町成川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
狼谷 1	南牟婁郡紀宝町井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
七瀧 2	南牟婁郡紀宝町成川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
昼田 2	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
西中野 4	南牟婁郡紀宝町鶯殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 10 月 10 日

神内 8	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
神内 13	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
鶴殿 I-2	南牟婁郡紀宝町鶴殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 10 月 10 日
里地谷-1	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日
里地谷-2	南牟婁郡紀宝町神内 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 3 月 25 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

三重県表彰規則(昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1) 第 2 条の規定により、令和 8 年 4 月 14 日に下記の方々を県民功労者として表彰しました。

令和 8 年 5 月 12 日

功 労 区 分	氏 名	三 重 県 知 事 市 町 名	一 見 勝 之 登 録 番 号
地 方 自 治	奥 野 英 介	伊 勢 市	625 号
文 化	加 藤 節 子	四 日 市 市	626 号
社 会 福 祉	北 野 好 美	鈴 鹿 市	627 号
保 健 衛 生	宮 本 清 子	伊 賀 市	628 号
保 健 衛 生	浦 和 健 人	津 市	629 号
水 産 業	浅 井 利 一	志 摩 市	630 号
商 工 業	三 林 憲 忠	愛 知 県 名 古 屋 市	631 号
交 通 安 全	河 村 イ キ 子	鳥 羽 市	632 号
警 察 医	伊 藤 勉	桑 名 市	633 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 5 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画下水道
流域関連伊勢市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 5 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 4 月 23 日	いなべ市員弁町大泉新田字野溜 29-3	三重郡川越町大字当新田 306-8 クオーレ I 203 伊藤 陽介

		三重郡川越町大字当新田 306-8 クオーレ I 203 伊藤 紗帆香
令和 8 年 4 月 23 日	三重郡菰野町大字大強原字樋之口 3404-3 ほか 1 筆	東京都荒川区西日暮里 5 丁目 3-14 株式会社 I S E K I J a p a n 代表取締役 石本 徳秋

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
